

高齢者いじめの増税路線・ストップ！

日本共産党 県政対策委員長 正岡 薫 市議会議員 笹田トヨ子

昨年の6月、住民税の課税通知が送付された直後から、全国の市町村の窓口に高齢者の苦情や相談が殺到しました。あまりにも異常な増税だったからです。これは、04年と05年の通常国会で自民党・公明党が提案した「公的年金等控除の縮小」、「老年者控除の廃止」、「住民税の高齢者の非課税限度額の廃止」という税制改悪の結果でした。

～Kさんの事例からみる増税による高齢者いじめの実態～

住民税が非課税から課税に

平成17年度のKさんの収入はパート収入約100万円と厚生年金等134万円の収入でしたが、前年度まで非課税でした。ところが、税制改悪による「老年者控除の廃止」で50万円の控除がなくなり、また「公的年金等控除の縮小」で公的年金140万円以下は非課税だったものが120万円に縮小されたため、Kさんは住民税課税となりました(3,400円)。Kさんはもろに税制改悪の影響を受けたわけです。

介護保険料の改定で大幅値上げ

更に、介護保険料の値上げで二重の影響を受けることとなりました。平成18年度4月より介護保険料が改定され、それまで本人非課税で基準額の39840円(年額)でしたが、住民税課税となり第5段階の62850円(年額)と大幅な値上げとなったのです。

Kさんは、平成18年からパートの仕事をやめ年金収入だけの生活となりました。実感として生活が大変苦しくなったということで、生活相談となりました。そこで、先週、「民主おおがき」でお知らせした「生活保護基準表」に当てはめてみました(下図)。

生活保護基準額 (B) 月額			収入の扱い (A) 月額		
第1類	本人70才	28,300	収入	年金収入	110,000
第2類	1人世帯	37,570		収入合計(ロ)	110,000
生活扶助合計		65,870	控除	必要経費	2,648
住宅扶助特別規準		32,200		基礎控除	27,500
生活保護基準合計(B)		98,070		控除額合計(ハ)	30,148
			収入認定額(A)		79,852
生活保護支給額 (B) - (A)			18,218円		

Kさん生活保護の対象に

計算の結果、Kさんの生活費は生活保護基準額より18000円も低い生活になっていたことが分かりました。介護保険料については「激変緩和措置」の対象になる可能性があります。国民健康保険料については大垣市独自の減免制度はありません。(他自治体では生活保護基準以下の世帯に対して独自の軽減措置を行っているところがあります。) 様々な制度を駆使しても生活保護基準以下の生活であれば生活保護の対象になるのではと考えます。

増税戦犯、自民、公明に厳しい審判を

高齢者の大增税はこれで終わったわけではありません。06年に課税となった人は07年では定率減税が全廃となるため更に税額が増えるということです。税源移譲により2月の年金分から所得税は減りますが、6月に通知される住民税は、所得税が減った以上の増税となります。

庶民大增税の怒りを選挙にぶつけましょう。

日本共産党無料なんでも相談所にお気軽にご相談下さい

TEL 78-6865